

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年10月21日認可した。

平成21年11月6日

香川県知事 真鍋武紀

事業主体	土地改良事業名
見目地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道事業）見目地区
上ヶ条地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上ヶ条地区
横尾地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横尾地区